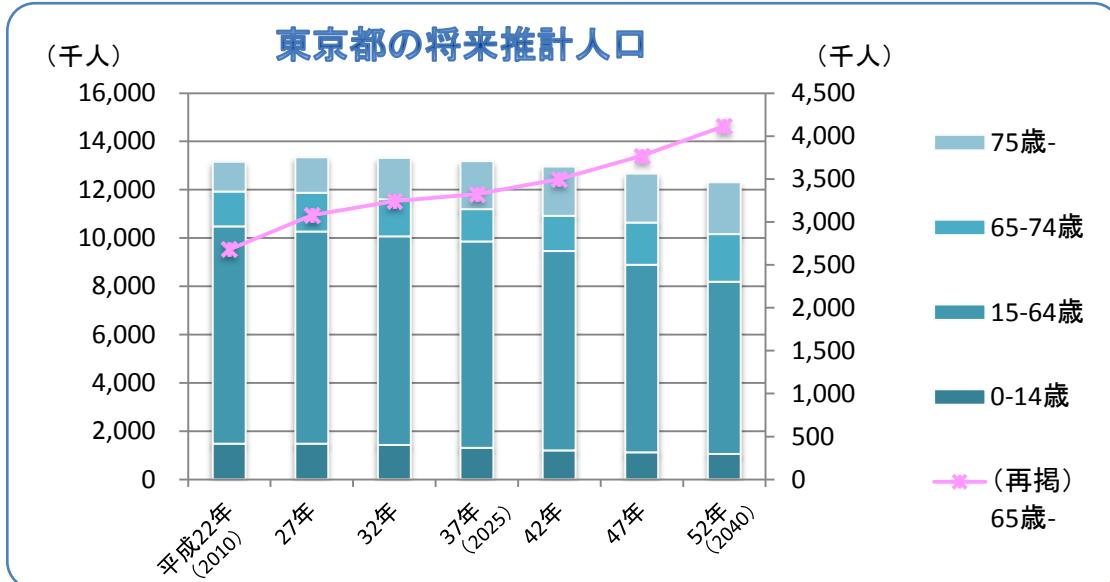


## 1 東京都の現状と課題

- 都では、高齢者人口割合が上昇を続け平成27年には23.1%、47年には33.5%に達し、およそ3人に1人が65歳以上の高齢者となります。



国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』(平成25年3月推計)

- 高齢者割合の増加は日本全国において喫緊の課題ですが、特に、都では、高齢者の絶対数が急激に増加することが特徴となっており、平成22年から平成52年までの30年間で1,439千人の増加が見込まれています。
- また、高齢者世帯や独居高齢者の増加も見込まれており、医療・介護を必要とする高齢者の数も大きく増加すると予想されます。

高齢になっても、障害があっても、すべての人が、医療を含む生活全般の安定が図られ、その人らしい充実した人生を、住み慣れた地域で全うできるような在宅療養生活の実現を目指していく必要があります。

- 東京都は、これまでも住民に最も身近な調整機関である区市町村を在宅療養推進の実施主体とし、地域包括ケアの視点に立った区市町村の在宅療養体制構築の取組を支援してきました。
- 今後、地域医療介護総合確保基金も活用し、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムの構築を一層推進していきます。

## 2 平成26年度東京都計画

### <総合確保区域の設定>

本計画では、総合確保区域の設定を行うこととされていますが、この設定にあたり、「構想区域」との整合性を確保することとされています。

整合性を確保

#### 「医療介護総合確保区域」(医療介護総合確保法)

地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件並びに医療機関の施設及び設備並びに介護施設等の整備の状況その他の条件から見て医療及び介護の総合的な確保の促進を図るべき区域 (※二次医療圏を念頭)

#### 地域医療構想における「構想区域」(医療法)

地域における病床の機能の分化及び連携を推進するための基準として厚生労働省令で定める基準(ガイドライン)に従い定める区域

- 「構想区域」は今後、都の特性を十分に踏まえながら検討していきます。
- 平成26年度東京都計画策定の現時点においては、総合確保区域の範囲を都全域とし、都内全体を対象とした取組について推進します。

### <平成26年度東京都計画の目標>

限られた医療・介護資源が効果的に連携して増加する医療ニーズに対応し、将来を見据えた課題を解決するため、都内全域を対象とした取組について推進していきます。

### 平成26年度東京都計画

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

ICTを活用した医療機関間の効果的な連携

- 2 居宅等における医療の提供に関する事業

地域包括ケアシステムを構築するにあたっての基盤づくり

- 3 医療従事者の確保に関する事業

看護師等医療従事者の確保・育成・定着

特に、「地域包括ケアシステムを構築するにあたっての基盤づくり」に重点を置いて、取組を進めていきます。